

## 都市公園に設置する自動販売機に関する協定書（案）

越前市（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）  
は、甲の管理する都市公園に設置する自動販売機に関し、次のとおり協定を締結する。

### （信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、越前市都市公園条例（平成17年越前市条例第176号）その他関係法令の規定を順守し、信義に従い誠実に本協定を履行しなければならない。

### （設置物件）

第2条 乙は、次の表に定めるところにより、自動販売機（その附属物を含む。以下同じ。）を設置するものとする。

設置する都市公園名	設置場所	台数	面積
		台	m <sup>2</sup>

2 乙は、前項の規定により自動販売機を設置する場合は、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可を受けなければならない。

### （用途の指定）

第3条 乙は、前条第1項に規定するもの及び商品の使用済容器回収ボックス（以下「回収ボックス」という。）以外のものを設置してはならない。

### （設置期間）

第4条 乙は、第2条第2項に定める許可を受けて、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間、自動販売機を設置するものとする。

2 第1項に定める設置期間の満了時において、本協定の更新は、行わないものとする。

### （使用料）

第5条 前条に定める設置期間における使用料の総額は、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 乙は、前項に定める使用料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により、甲が定める納付期限までに納付しなければならない。

年 度	使 用 料	納付期限
令和8年度	金 円	令和8年4月30日
令和9年度	金 円	令和9年4月30日
令和10年度	金 円	令和10年4月28日

### （電気料相当額の支払）

第6条 乙は、本協定に基づき設置した自動販売機に電気使用量を計測する専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、自動販売機を設置する都市公園の電気料単価に基づき、前項の専用メーターの検

針により 12カ月分の電気料相当額を計算し、1年ごとに乙に納入通知書を送付するものとする。

- 3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料相当額を支払わなければならぬ。
- 4 前2項の規定に関わらず、乙が電力会社等から直接自動販売機の電気の供給を受ける場合は、乙は、当該電力会社等に対して電気料金を支払うものとする。

(督促)

第7条 甲は、乙が第5条第2項の納付期限又は前条第3項の納入通知書に定める日までに使用料又は電気料相当額を支払わないときは、法令の規定に基づき督促を行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定による督促を行っても乙が使用料又は電気料相当額を支払わないときは、自動販売機の撤去を求め、又は撤去することができる。

(費用負担)

第8条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(自動販売機の設置基準)

第9条 乙は、次の各号に掲げる基準に基づき自動販売機を設置しなければならない。

- (1) 自動販売機の設置に当たっては、省電力、ノンフロン対応、ヒートポンプ対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種の設置に努めること。
- (2) 据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 乙は、電気工事の要否、方法等について甲と協議し、甲の指示に従うこととし、電気工事の完了後、直ちに甲に報告し、甲の確認を受けることとする。
- (4) 自動販売機1台に1個以上の割合で、十分な容量の回収ボックスを設置すること。

- 2 自動販売機本体その他自動販売機の設置に伴う物品の搬入において、市の建物その他の物件に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

(自動販売機の管理)

第10条 乙は、自動販売機の管理について、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 商品補充、金銭管理その他の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充の管理を適切に行うこと。
- (3) 販売する商品の使用済容器は、乙の責任で適切に回収及びリサイクルすること。
- (4) 使用済容器の回収頻度については、回収ボックスから使用済容器があふれないよう配慮するとともに、周辺の美化に努めること。
- (5) 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (6) 自動販売機が他者との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にし

たうえで適切に回収し、処理すること。

(商品等の盗難又は毀損)

第11条 甲は、自動販売機若しくは当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣り銭の盗難又は毀損及び停電等による売上の減少等の、自動販売機の設置及び管理に伴う一切の損害について、その責を負わない。ただし、当該損害の発生が甲の故意又は重過失に起因する場合は、この限りではない。

(届出事項)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の本店所在地、商号、代表者その他の重要事項について変更があったとき。
- (2) 乙の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 自動販売機の全部又は一部が滅失し、又は損傷したとき。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、本件契約を締結した後、本件公有財産が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、使用料の減免の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(貸与等の禁止)

第14条 乙は、本件公有財産を貸与し、若しくは使用権を第三者に譲渡し、又は指定用途を変更してはならない。

- 2 乙は、本協定に基づく自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(維持保全義務)

第15条 乙は、自動販売機を善良な注意をもって維持保全に努めなければならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、自動販売機について、隨時実地調査を実施し、又は乙に対し報告若しくは書類の提出を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(売上等の報告)

第17条 乙は、毎月の自動販売機ごとの売上金額、売上数量及び使用電気量を半期ごとに取りまとめ、甲に翌月20日までに書面で報告するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、第6条第4項により、乙が、当該電力会社等に対して電気料金を支払う場合は、使用電力量の報告は要しない。

(第三者への損害賠償の義務)

第18条 乙は、設置した自動販売機の転倒、故障、盗難による事故、その他構造上の欠陥、販売した商品による食中毒等により第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対し求償することができるものとする。

(使用上の制限)

第19条 乙は、本件公有財産の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。ただし、甲に承認を受けたときはこの限りではない。

(秘密の保持)

第20条 甲及び乙は、本協定の履行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。本協定が満了し、又は解除された後も同様とする。

(協定の解除)

第21条 甲は、本件公有財産を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき又は施設を廃止するときは、本協定を解除することができる。

2 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告なしに、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が本協定に規定する条件に違反し、又は本協定上の義務を履行しないとき
- (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき

(3) 前2号に準ずる事由により、甲が協定を継続しがたいと認めるとき

3 乙は、第4条に定める設置期間に関わらず、自己の都合により本協定を解除する場合は、解除しようとする日の3ヵ月前までに甲に通知するものとする。

(違約金)

第22条 乙は、前条第2項及び第3項の規定により本協定が解除された場合は、使用料総額の100分の10に相当する額を違約金として、甲が定める期間内に支払わなければならぬ。

2 前項に規定する場合において、甲に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超えるときは、甲はその超えた金額についても賠償を請求することができる。

3 第1項に規定する違約金は、次条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第23条 乙は、本協定上の義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(原状回復義務)

第24条 協定の有効期間が満了し、又はその他の理由により協定を解除したときは、速やかに、乙は自己の費用をもって自動販売機を撤去し、本件公有財産を原状に回復しなけれ

ばならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項の定めにより自動販売機を撤去したときは、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙が第1項に定める義務を履行しないときは、甲が乙に変わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。

(使用料の返還等)

第25条 第21条第1項の規定により本協定が解除された場合、設置期間満了までの未経過期間に係る使用料は、月割りにて返還するものとする。

- 2 前項の返還金には、利息は付さないものとする。
- 3 第21条第2項及び第3項の規定により本協定が解除された場合、既納の使用料は返還しないものとする。
- 4 第21条の規定により本協定が解除された場合、第6条第2項に規定する電気料相当額については、甲は、協定を解除した日の属する月までの金額を算定し、乙に請求するものとする。

(請求権の放棄)

第26条 本協定の有効期間が満了し、又はその他の理由により本協定を解除した場合において、自動販売機の設置により生じた有益費、修繕費及びその他の費用があつても、乙はこれを甲に請求することができない。

- 2 甲の承認の有無に関わらず乙が施した造作については、本協定の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(協定の費用)

第27条 本協定の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 本協定に関して訴訟等が生じた場合は福井地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第29条 本協定書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙、それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福井県越前市府中一丁目13番7号  
越前市  
越前市長

乙